

# 八王子ジャズフェスティバル実行委員会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称および事務所）

本会は「八王子ジャズフェスティバル実行委員会」と称し、事務局を東京都八王子市内に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第2条（目的）

本会は、ジャズ音楽の普及および文化振興を通じ、地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ジャズフェスティバルおよびワークショップの企画・運営
2. ジャズ指導者および演奏者の育成並びに教育
3. その他、目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### 第4条（会員の種類）

本会の会員は、以下の通りとする。

1. 正会員（実行委員）：本会の目的に賛同し、入会を希望して理事会の承認を受けた個人
2. 賛助会員：本会の事業を賛助することを目的として入会する企業または団体
3. ボランティア：本会の活動に参加することを希望する者

### 第5条（会員の権限）

1. 正会員および賛助会員は、実行委員会の会議に参加し、意見を表明することができる。
2. 理事会への参加は理事のみが行うことができる。
3. ボランティアは会議への参加は可能だが、意見表明や投票権は持たない。

### 第6条（入会手続き）

1. 会員は所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けることにより入会できる。
2. 入会申込書には氏名、連絡先、希望部署・役割および推薦者（ある場合）を記載する。

### 第7条（退会）

会員は、任意に退会届を提出することにより退会できる。

## 第4章 組織

### 第8条（役員）

本会においては、以下の役員を置く。

1. 理事：3名以上9名以下
2. 監査：1名以上3名以下（理事を兼ねない）

また、理事の中から1名を代表、2名以内を副代表とする。

### 第9条（理事の選出）

1. 理事は、既存の理事、正会員または賛助会員からの推薦を受け、理事会の承認を経て選出される。
2. 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第10条（理事就任拠出金）

1. 理事に選出された者は、就任時に理事就任拠出金を納入する。
2. 理事就任拠出金の額、納入方法および期限は理事会で別途定める。
3. 理事就任拠出金の取扱いについては、理事会の決定に基づく。

#### 第11条（理事会）

1. 理事会は、本会の意思決定機関として位置付ける。
2. 理事会は、事業計画、予算、会計、役員の選任・解任、会則の改正およびその他運営に関する重要事項を決議する。
3. 理事会は定期または臨時に開催し、対面、オンライン、もしくはハイブリッド形式で行うことができる。
4. 理事会における議決は、出席理事の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決定による。

#### 第12条（担当部署・担当者関連）

1. 理事会は、実務を行う上で必要に応じて担当部署や担当者を設置できる。
2. 担当部署及び担当者は、理事会の指示の下に実務を行う。
3. 担当部署および担当者には議決権はない。
4. 担当部署及び担当者は業務の進捗および結果を担当理事に報告し理事は必要に応じ副代表および代表に報告する。

#### 第13条（役員の任期および補充）

1. 任期は会則に定めるとおり。
2. 後任の役員が選任されるまで、現任者は職務を継続する。
3. 欠員が生じた場合は、理事会の決議により補充する。

### 第5章 会計

#### 第14条（資産構成）

本会の資産は、会費、理事就任拠出金、寄付金・補助金、事業収益およびその他収益をもって構成する。

#### 第15条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第16条（会計処理）

1. 会計業務は事務局が実務を担当する。
2. 代表は、理事会の承認を経て資産を管理する。
3. 事業報告および決算は理事会で承認を得る。

### 第6章 禁止事項

#### 第17条（禁止事項）

会員は、次の行為を行ってはならない。

1. 法令に違反する行為
2. ハラスメント行為（暴力、セクハラ、パワハラ、SNS等による誹謗中傷を含む）
3. 過度な営業・勧誘行為（物品販売、ネットワークビジネス、自己啓発セミナー、宗教勧誘等）
4. 反社会的勢力との関与
5. 知的財産権、肖像権、プライバシーの侵害
6. 本会の目的に反する行為（名誉毀損、運営妨害等）
7. 実行委員会の規律に反する行為（会則・規則、実行委員会決定された最終承認事項を故意に無視する行為、報連相の懈怠、および独断専行により組織の円滑な運営を妨げ、または金銭的・時間的損失を発生させる行為）
8. 理事会が不適切と判断する行為

#### 第18条（違反時の措置）

1. 禁止事項に違反した会員は、理事会の決議により警告、活動停止または除名等の処分を受ける。
2. 除名の場合は、事前に通知し、弁明の機会を与える。
3. 除名後、会費および拠出金の返還は行わない。

### 第7章 細則

#### 第19条（細則）

本会の運営に関する細かい事項は、理事会の決議により別に定める細則に従う。役職ごとの具体的な職務内容は職務分掌規定に定める。

## 第8章 改正

### 第20条（改正）

本会則の改正は、理事会の決議により行う。

### 附則

1. 本会則は2025年10月15日より施行する。
2. 本会則の制定日：2025年10月15日